

鹿児島市路面電車観光路線導入連絡会議設置要綱

鹿児島市路面電車観光路線導入連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 都市景観及び観光資源の面から路面電車の有効活用を進めるに当たり、観光振興を目的として運行する路線（以下「観光路線」という。）の新設に関する事項について協議及び検討するため、鹿児島市路面電車観光路線導入連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、路面電車の観光路線の新設に関することとする。

(組織)

第3条 連絡会議は、座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、鹿児島市企画財政局企画部長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる者とする。

(座長の職務等)

第4条 座長は、連絡会議を代表し、会務を総理し、連絡会議の議長を務める。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 連絡会議の所掌事項に関する具体的な事項について調査検討させるため、連絡会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、調査検討した結果を連絡会議に報告する。

3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

4 幹事長は、鹿児島市企画財政局企画部交通政策課長をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる者とする。

6 幹事長の職務等については、前2条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、鹿児島市企画財政局企画部交通政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年1月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年7月12日から施行する。

別表第1（第3条関係）

鹿児島市路面電車観光路線導入連絡会議委員

鹿児島ウォーターフロント株式会社業務本部長

公益財団法人 鹿児島市水族館公社事務局長

国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局次長

国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長

鹿児島県企画部次長

鹿児島県土木部次長

鹿児島県鹿児島地域振興局建設部長

鹿児島県警察本部交通部参事官

鹿児島市企画財政局企画部長

鹿児島市観光交流局次長

鹿児島市建設局都市計画部長

鹿児島市建設局道路部長

鹿児島市交通局次長

鹿児島市船舶局次長

別表第2（第6条関係）

鹿児島市路面電車観光路線導入連絡会議幹事会幹事

鹿児島ウォーターフロント株式会社業務推進マネージャー

公益財団法人 鹿児島市水族館公社総務課長

国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局首席運輸企画専門官

国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所計画課長

鹿児島県企画部交通政策課長

鹿児島県土木部道路維持課長

鹿児島県土木部参事（本港区調整担当）

鹿児島県土木部都市計画課長

鹿児島県鹿児島地域振興局建設部建設総務課長

鹿児島県鹿児島地域振興局建設部土木建築課長

鹿児島県鹿児島地域振興局建設部河川港湾課長

鹿児島県警察本部交通部交通規制課長

鹿児島市企画財政局企画部交通政策課長

鹿児島市観光交流局観光プロモーション課長

鹿児島市建設局都市計画部都市計画課長

鹿児島市建設局都市計画部市街地まちづくり推進課長

鹿児島市建設局道路部道路建設課長

鹿児島市建設局道路部道路管理課長

鹿児島市交通局総合企画課長

鹿児島市交通局電車事業課長

鹿児島市船舶局総務課長